

**令和 6 年度
堺市上下水道局内部統制評価報告書**

令和 7 年 7 月

令和 6 年度堺市上下水道局内部統制評価報告書

堺市上下水道事業管理者 森 功一は、地方自治法第150条第4項の規定を踏まえ、令和6年度の内部統制の整備及び運用状況について評価を行い、報告書を作成しました。なお、この報告書は、同条第5項の規定による監査委員の審査の対象ではありません。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

内部統制とは、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保するための取組で、業務に組み込まれ、組織内の全ての者により遂行され、また、継続的に見直しを行いながら構築していくものです。

上下水道局は、地方自治法第150条は適用されませんが、同条第1項の規定を踏まえ、令和2年4月1日付けで「堺市上下水道局内部統制に関する方針」を策定し、上下水道事業管理者の担任する事務のうち、財務に関する事務及び情報管理に関する事務その他の上下水道局における全ての事務事業を内部統制の対象とする事務（以下「対象事務」という。）として、体制の整備及び運用を行っております。

2 評価手続

(1) 概 要

令和6年4月1日から令和7年3月31日までを評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、対象事務について、局内全体と業務レベルの内部統制の評価を実施しました。

なお、以下の記述中、特に記載のない限り、組織名や例規等の検討資料は令和7年3月31日現在のものを指します。

(2) 評価方法

ア 局内全体の内部統制の評価

局内全体の内部統制の評価については、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「総務省ガイドライン」という。）の評価項目を参照し、内部統制の基本的要素ごとに設けた評価項目について、条例、規程、マニュアル等の検証資料に基づき、評価部署（上下水道局 総務部 総務課）による独立的評価（独立した部署での評価）として確認を行い、対象事務に係る不備の有無を把握することにより、内部統制が有効に整備又は運用されていたかを評価しました。

イ 業務レベルの内部統制の評価

業務レベルの内部統制の評価については、まず、各課において、リスクの発生を防止するための対応策を整備の上、事務の適正な執行が確保されていたかの自己点検及び自己評価を行いました。

その上で、これらの各課の自己評価結果や各種資料に基づき、評価部署において、対象事務に係る不備の有無を把握し、不備が発生した場合には是正及び改善が適切に実施されていたかなどの観点から、内部統制が有効に整備又は運用されていたか、独立的評価を行いました。

(3) 有効性の評価

対象事務について、評価対象期間の最終日である評価基準日において整備上の不備（内部統制が存在しないもの、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができないもの等）又は評価対象期間において運用上の不備（整備された内部統制が適切に守られていないもの）が存在する場合に、内部統制は有効に整備又は運用されていないものと判断するものです。

なお、総務省ガイドラインでは、内部統制の不備のうち、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものや実際に生じさせたものが存在した場合に、有効でないと判断し、内部統制評価報告書に記載することとされていますが、堺市上下水道局では、これに限ることなく内部統制の有効性を評価することとし、「4 不備の是正に関する事項」として不備の概要をまとめて記載しています。

3 評価結果

上記の評価手続に基づいて局内全体の内部統制の評価と業務レベルの内部統制の評価を実施し、内部統制の有効性について下記のとおり判断しました。

(1) 局内全体の評価

内部統制の各基本要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICTへの対応）ごとに設けた評価項目について、次表に記載する主な検証資料に基づいて確認を行ったところ、対象事務に係る不備は把握されなかったため、内部統制は有効に整備及び運用されていたと判断しました。

評価項目	主な検証資料
① 統制環境	
1-1 事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを示しているか。	・ 堺市上下水道局内部統制に関する方針 ・ 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）
1-2 組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先並びに住民等の理解を促進しているか。	・ 堺市職員及び組織の活性化に関する条例 ・ 堺市職員力・組織力向上基本方針 ・ 不祥事根絶に向けた職員行動方針
1-3 行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	・ 堺市職員及び組織の活性化に関する条例 ・ 堺市上下水道局職員の懲戒処分の基準に関する規程（平成25年上下水道局管理規程第11号）
2-1 内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	・ 堺市上下水道局事務分掌規程（昭和40年水道事業所管理規程第2号）

2-2 内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	・ 堺市上下水道局事務分掌規程 ・ 堺市上下水道局決裁規程（昭和 43 年水道局管理規程第 11 号）
3-1 内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	・ 堺市職員力・組織力向上基本方針 ・ 研修計画
3-2 職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図り、逸脱に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	・ 人事評価の評価項目（能力評価基準表）
② リスクの評価と対応	
4-1 個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	・ 堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）
4-2 リスクの評価と対応のプロセスを明示し、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	・ 堺市内部統制取組マニュアル
5-1 各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	・ リスク一覧表
5-2 識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 (1) リスクが過去に経験したものであるか否か、局内全体のものであるか否かを分類する。 (2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する。 (3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う。 (4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する。	・ リスク一覧表
5-3 リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討し、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	・ リスク一覧表

6-1 本市において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定し、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	・ 堺市職員及び組織の活性化に関する条例 ・ 堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱（平成16年制定） ・ 堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱事務処理要領（平成16年制定） ・ 不祥事根絶に向けた職員行動方針
③ 統制活動	
7-1 リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示どおりに実施されているか。	・ 各課の自己評価報告書
7-2 各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	・ 点検項目一覧表 ・ リスク評価シート
8-1 内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化 (2) 職務の分離 (3) 適時かつ適切な承認 (4) 業務の結果の検討	・ 堺市上下水道局事務分掌規程 ・ 堺市上下水道局決裁規程 ・ 各種業務マニュアル ・ リスク評価シート
8-2 内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	・ リスク評価シート
④ 情報と伝達	
9-1 必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	・ 堺市上下水道局文書規程（平成21年上下水道局管理規程第5号） ・ 文書事務の手引 ・ 堺市広報広聴委員等設置規程（平成13年庁達第22号） ・ 堺市上下水道局広報企画委員会要綱（昭和61年制定） ・ 広報媒体マニュアル ・ 堺市ホームページ作成マニュアル ・ 堺市上下水道局ホームページ運用ルール
9-2 必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	・ 広聴事務マニュアル ・ 堺市市政への提案箱制度要綱（平成15年制定）

9-3 住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	・ 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号） ・ 個人情報取扱事務届出 ・ 堺市上下水道局個人情報の適正管理に関する要綱（平成19年制定）
10-1 作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	・ 経営幹部会議、六部会議、管理職全体会議 ・ 庁内LAN（デジタルサイネージ、職員情報共有のページ、電子メール等） ・ 広聴事務マニュアル
10-2 組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築し、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	・ 堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱 ・ 堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱事務処理要領 ・ 堺市行政機関に対してなされた公益通報等の処理等に関する要綱（平成19年制定）
⑤ モニタリング	
11-1 内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立的評価を実施し、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	・ リスク評価シート
11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	・ リスク評価シート ・ 内部統制評価報告書 ・ 監査結果報告、監査結果に基づく措置通知書
⑥ ICTへの対応	
12-1 組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	・ 堺市ICT戦略 ・ 堺市IT調達ガイドライン
12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	・ 情報セキュリティポリシー ・ 自作システム管理ガイドライン
12-3 ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	・ 情報セキュリティポリシー ・ 堺市IT調達ガイドライン

12-4 ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制及びマスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。	・ 情報セキュリティポリシー ・ 堺市ISMS、同マニュアル
---	---

(2) 業務レベルの内部統制の評価

各課における不備を記録したリスク評価シートの内容や、記録されていない不備の有無等については各種資料に基づき不備の発生状況の点検を行ったところ、整備上の不備は見当たらず、有効に整備されていたものと判断しました。

一方、評価対象期間において対象事務に係る運用上の不備が次項の表のとおり 25 件把握されたことから、内部統制の一部は有効に運用されていなかったものと判断しました。

なお、当該 25 件の内、定期監査及び行政監査の実施により指摘された不備は、下記のとおりです。

ア 「契約の履行の確保」について、委託契約の再委託届出書に係る不備が 2 件ありました。

イ 「公有財産」について、公有財産の管理に係る不備が 2 件ありました。

4 不備の是正に関する事項

内部統制の評価手続により把握した業務レベルの内部統制における運用上の不備については、適宜是正措置及び改善措置が講じられており、適切に対応しているものと判断しました。

大分類	小分類	件数	不備の内容	是正及び改善措置の内容
1 予算執行	1 予算執行	0	—	—
2 収入	1 調定	0	—	—
	2 徴収	1	水道料金等管理システムの誤操作により、誤って上下水道料金の支払方法が変更され、適正な口座引落としが行われなかったものがあった。	水道料金等管理システムマニュアルを改めて周知し、操作の実行前の確認を徹底することとして誤操作を防止する。
	3 納入通知	0	—	—
	4 収入	0	—	—
	5 債権管理	0	—	—
3 支出	1 契約の締結	10	入札において、システムエラーや入力誤り等により、予定価格等に誤りが発生した。	設計書・積算根拠を第 1～3 検算者に順次引き継ぎ全チェックを実施する。各検算者が確認した項目や付箋した指摘・修

				正事項を引き継ぎ、修正漏れを防止する。
		1	複数年の工事実施協定について、複数年の予算措置がなされていない状況で協定締結事務を進めた。	既存の事務マニュアルを拡充し、予算措置も含めた詳細な事務フローを追加した。
	2 契約の履行の確保	2	施設維持管理業務の受注者から提出を受けていた一部再委託届出書に、再委託予定金額が記載されていなかった。	指定の様式に記入漏れ、誤記載がないかなど、再委託する業務全般を網羅的に確認できるようチェックシートを作成し、確認が漏れることなく、一元管理できるよう業務マニュアルに定めた。
			水道メーター検針業務において、受託業者が個人（約80人）に再委託を行っていたが、市は届出を受けていなかった。	市と受注者が組織的に協議するための場として、「パートナーシップミーティング」（四半期に1回開催）を設置し、双方のガバナンスを強化する。
	3 支払	3	インボイス登録業者である旨の記載がある請求書に基づき支払手続を行ったが、その後、インボイス非登録業者であることが判明した。	事案を局内で共有し、支払時における請求者のインボイス登録の有無の確認方法をルール化した。
			サービス利用に係る請求書を見落とし、支払期限までに料金を支払うことができなかった。	サービス利用状況を係内で共有することとし、また、支払担当者による請求状況の確認を徹底することとした。

			郵便料金（24件）について、下水道事業会計で支出しなければならなかったところ、誤って水道事業会計で支出した。	業務管理書兼引継書及び郵便料金支払業務のマニュアルを整備し、年度替わりや担当者の変更時において、事務の引継ぎを確実にし、再発を防止する。
	4 補助金の交付	0	—	—
4 現金、切手等	1 現金、切手等	0	—	—
	2 公金外現金	0	—	—
5 資産	1 公有財産	2	売却予定の量水器を、通常施錠されている資材倉庫ではなく、庁舎の地下にある公用車専用駐車場に保管していた。	量水器を資材倉庫で保管することが困難な場合は、常時施錠可能な他の倉庫等に保管する運用に改め、量水器の適正な管理を行う。
			固定資産（高圧洗浄機）に、固定資産番号シールが貼付されていなかった。	固定資産番号シールの貼付状況の確認も含め、固定資産の現況調査における確認手順等を定めた実施要領を新たに作成し、局内に周知を行った。
	2 物品	1	公用車（1台）について、必要な定期点検を実施していなかった。	定期点検の実施日をデータで管理することとし、実施した際にはデータ上で消し込みを行う運用とした。当該データは係内で共有し、適正な進捗管理を行う。
6 情報管理	1 個人情報の管理	2	水道メーター検針等の受託業者が、検針票を誤って別の利用者のポストに投函した。	検針票投函時の指差し確認の徹底により再発防止を図る。 検針業務に特化した定例的な受託業者とのミーティングを実施し、再発防止策の浸透状況を定期的に確認する。

		1	担当課が管理していた名簿に記載された個人の電話番号を当該個人の事前承諾を得ずに、第三者（工事関係業者）に伝えた。	本件名簿の利用に関する局ルールを導入し、利用が必要な場合は、その目的や利用方法等を記した文書（様式）にて管理担当課長に依頼し、課長から必要な情報の提供を受け、利用後は課長の確認のもと情報を廃棄することとした。
	2 機密情報の管理	0	—	—
	3 情報の発信	0	—	—
7 例規	1 規定整備	0	—	—
8 文書	1 文書管理	2	他の係から送付を受けた工事関連資料について、担当職員が未処理のまま所在不明となった。	業務の進捗管理のため、係間で共通の管理簿を作成し処理状況を把握できるようにした。 処理途中の文書について、個人で保管せずに、共有スペースに集約して保管することとした。
			送付文書について、本来の送付先と社名が似た別の送付先に誤って郵送した。	郵送の際には、送付先リストの確認、封筒の社名、代表者、住所の確認、封筒と内容物の照合について、それぞれダブルチェックを行うこととし、誤送付を防止する。
	2 公印管理	0	—	—
9 ICT	1 システム	0	—	—
10 その他	99 その他	0	—	—
合 計		25		

※ 上記の表は、対象事務について、堺市上下水道局が想定したリスクをまとめたリスク一覧表の分類ごとに作成したものです。

令和7年7月28日 堺市上下水道事業管理者 森 功 一